

洋上風力発電所に係る統括制度の適用について

令和 4 年 6 月 2 9 日
産 業 保 安 グ ル ー プ
電 力 安 全 課

洋上風力発電所に係る統括制度の適用について

- 5万V以上で電力系統へ接続する大規模な再エネ発電設備については、第2種電気主任技術者の選任が必要であるところ、一定の要件に合致する場合には、当該主任技術者が複数の設備を管理する「統括制度」の利用が可能。
- 統括制度の要件の一つに、「発電所へ2時間以内に到達できる距離に事業場があること」という条件が課されているところ、洋上風力発電所については、荒天により船を出せない場合にまで2時間以内での現場急行を求めることは現実的ではない。一方で、天候回復後に船舶が折損したブレードと衝突するなどの公衆災害は防止する必要がある。
- 主任技術者制度のあり方については、令和4年6月に閣議決定された規制改革実施計画に基づき、今年度中に検討し、結論を得る予定であり、洋上風力発電所の統括制度についても、その実態や全体の見直し方針との関係を踏まえつつ整理していく。

【有事であっても荒天により船が出せない場合に2時間以内の急行を求めることができない理由】

- ①船が出せず、物理的に主任技術者又は担当技術者が発電所に到達することが不可能
- ②作業安全の観点から、無理に船を出すことは不適切
- ③荒天時は周辺の船の航行等も限定的であり、公衆被害の点でも現場急行の必要性に乏しい

<規制改革実施計画（令和4年6月7日 閣議決定）>

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
48	電気保安規制の主任技術者制度に係る見直しの検討	経済産業省は、電気主任技術者制度において、2時間以内の到着要件や監督可能な事業場数など、一律に求められている現行規制の趣旨・目的や規制の科学的根拠・合理性について、諸外国の規制との比較や保険制度の適用等も含めて調査し、審議会での議論をもとに、結論を得て、必要な規制見直しを実施する。	令和4年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置	経済産業省